

令和7年度第1回延岡市子ども・子育て会議 議事録

日 時 令和7年6月4日（水）13:30～15:10

場 所 延岡市役所7階 議会大会議室

出席者

委 員 18名

衣笠 高広 委員、小澤 のり子 委員、甲斐 英哉 委員、三宅 貴之 委員、
高本 泰世 委員、塩手 由季 委員、橋倉 秀美 委員、太田尾 峰子 委員、
内田 由美子 委員、佐藤 信博 委員、黒木 由紀子 委員、甲斐 賢治 委員、
佐々木 健二 委員、藤本 幹子 委員、安藤 宗人 委員、姫田 芳子 委員、
西田 敏秀 委員、丸山 真二 委員

事務局 17名

健康福祉部長（児玉）

こども保育課

副参事兼こども保育課長（富岡）、課長補佐兼子育て支援係長（中村）、
保育係長（橋本）、保育係員（山下、濱口）、
子育て支援係員（吉岡、松本、高田、児玉）

おやこ保健福祉課・こども家庭サポートセンター

おやこ保健福祉課長兼センター長（野々垣）、
母子保健・福祉連携推進監兼課長補佐・おやこ保健係長・センター長補佐（見附）、
副主幹兼家庭福祉係長（松田）

都市計画課 ※議案（1）のみ参加

課長補佐（技術担当）兼計画係長（持原）

情報政策課 ※報告事項（6）のみ参加

副参事兼情報政策課長（日高）、情報政策係員（原岡、正野）

議 案

- （1）「延岡市子育てエリア整備」について【こども保育課、都市計画課】
- （2）「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」について【こども保育課】
- （3）「放課後児童クラブ条例の制定」について【こども保育課】

報告事項

- （1）「第2子保育料負担軽減事業」について【こども保育課】
- （2）「地域こどもの生活支援強化事業」について【おやこ保健福祉課】
- （3）「こどもデータ連携実証事業」について【おやこ保健福祉課】
- （4）「延岡市子ども虐待対応マニュアル」について【こども家庭サポートセンター】
- （5）「医療費助成オンライン資格確認化システム」について【おやこ保健福祉課】
- （6）「自治体フロントヤード改革モデルプロジェクト」について【情報政策課】

配付資料

- ・会次第
- ・報告事項（１）認可保育所・認定こども園・幼稚園入園に関するご案内（冊子）
- ・報告事項（４）延岡市子ども虐待対応マニュアル（冊子）

※今回の会議は、ペーパーレス化を図り、下記資料については、スクリーンに投影したもの

- ・委員名簿
- ・議案（１）-1「延岡市子育てエリア整備」検討体制
- ・議案（１）-2「延岡市子育てエリア整備」南部地域子育て支援拠点施設基本計画概要版
- ・議案（１）-3「延岡市子育てエリア整備」都市再生整備計画
- ・議案（２）「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」
- ・議案（３）「放課後児童クラブ条例」
- ・報告事項（１）「第２子保育料負担軽減事業」
- ・報告事項（２）「地域こどもの生活支援強化事業」
- ・報告事項（３）「こどもデータ連携実証事業」
- ・報告事項（５）「医療費助成オンライン資格確認化システム」
- ・報告事項（６）「自治体フロントヤード改革モデルプロジェクト」

会議内容

事務局（こども保育課 松本）

ただいまより「令和７年度第１回延岡市子ども・子育て会議」を開催いたします。
まず、開会に先立ちまして、児玉健康福祉部長がご挨拶を申し上げます。

<健康福祉部長（児玉）挨拶>

事務局（こども保育課 松本）

まずは、委員の委嘱についてでございます。今回、定期人事異動等に伴い、前方スクリーンに映し出しております名簿のとおり、３名の方々が新たに委員に就任いただいております。３名の方には会議前に辞令交付をさせていただいており、任期は、残任期間の令和９年１月１５日までとなります。これから、どうぞよろしくお願いいたします。

ここからの会議の進行につきましては、「条例」第６条の規定により本会議の議長は、「会長」が務めることとなっておりますので、衣笠会長に議長をお願いします。

衣笠議長

<議長あいさつ>

それでは、議事に移らせていきたいと思えます。

まずは、事務局から会議の出欠状況について、報告をお願いします。

事務局（こども保育課 中村）

会議の出欠状況について、ご報告させていただきます。

延岡市保育協議会（児童館・児童クラブ担当） 牧野多津子委員、宮崎県延岡児童相談所 石野田考啓委員、北川地区民生委員児童委員協議会 小野敬通委員、延岡市PTA連絡協議会 阿波野美樹委員の4名が本日欠席でございます。

本日の会議につきましては、4名を除く計18名のご出席をいただいておりますので、延岡市子ども・子育て会議条例第6条の規定により、本日の会議は成立となります。

また、この会議につきましては、これまでも議事録をホームページ等で公開しておりますが、今回の会議につきましても、公開の取り扱いをさせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

衣笠議長

ただいま説明がありましたように、ここで取り交わされる議論の内容を事務局で取りまとめて公開したいということですが、ご意見はありませんか。

<「異議なし」の声あり>

意義はないようですので、公開ということにいたします。事務局、よろしくお願いいたします。

事務局（こども保育課 中村）

ありがとうございます。議事録の公開にあたり、議事録の署名人が2名必要となります。事務局案として、甲斐英哉委員と三宅貴文委員にお願いしたいと考えます。いかがでしょうか。

衣笠議長

甲斐委員、三宅委員よろしいでしょうか。

<両委員より了承の応答>

では、よろしくお願いいたします。次に、事務局から会議資料の説明をお願いします。

事務局（こども保育課 中村）

机上に会次第および冊子を配付しておりますが、今回、試行的にペーパーレス化で会議を進めたいと考えております。今回の会議資料については、前方のスクリーンに映し出し、それぞれ事務局からご説明をさせていただきます。

この子ども・子育て会議ではペーパーレス化の取り組みは初めてになりますので、会議の最後に、この実施方法についてご意見等いただき、次回への参考にさせていただきたいと思います。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

衣笠議長

それでは、議事に入りたいと思います。

まず、議案(1)「延岡市子育てエリア整備」についてですが、まずは検討体制について事務局から説明をお願いします。

事務局（こども保育課 吉岡）

＜【資料】議案(1)-1「延岡市子育てエリア整備」検討体制の説明＞

この分野につきましては、昨年度まで、南部地域子育て支援拠点施設整備の基本計画についてご意見をいただいた分野でございます。去年までの計画がバージョンアップといえますか、子育て支援拠点施設を核として、地域全体での都市再生整備計画として拡大しており、その中で、今年度の検討体制について見直しを行いましたので、ご説明を申し上げます。

昨年度との相違点につきましては、「外部委員で構成する検討委員会」を廃止しており、「子ども・子育て会議」に一本化させていただきます。本日、皆様にお諮りしたい部分としましては、この子ども・子育て会議の委員の部分でございます。現在22名の皆様に委員になっていただいておりますが、それとは別に「分野別アドバイザー」というものを設けたいと思っております。

昨年度までの検討委員会委員に、専門家として東京学芸大学・金子教授に委員になっていただいた経緯がありましたが、金子教授におかれましては、今回の検討委員会廃止に伴い、子ども・子育て会議での「子育てエリア整備」を検討する分野だけに、アドバイザーとして協議に参加いただきたいと考えております。

金子教授につきましては、延岡市こども未来創造機構のアドバイザーとしても就任いただいております。より専門的な意見をいただきたく、子ども・子育て会議での分野別アドバイザー就任について、皆様にお諮りしたいという内容でございます。

衣笠議長

ただいまの説明を受けて、何かご意見、ご質問はありませんか。

検討委員会がなくなり、東京学芸大学・金子教授を分野別アドバイザーとして、子ども・子育て会議に参加してもらうという提案です。

＜委員より意見なし＞

それでは、金子教授の分野別アドバイザーとして、子ども・子育て会議への参加については、承認とさせていただきます。

事務局（こども保育課 吉岡）

金子教授につきましては、次回以降からの参加を考えております。事務局より本日、分野別アドバイザーとして承認された旨をお伝えし、本日の議題であります「子育てエリア整備」について情報提供を行います。

衣笠議長

ひきつづき「延岡市子育てエリア整備」の方針や事業などについて、事務局からの説明をお願いします。

事務局（こども保育課 吉岡）

＜【資料】議案（1）-2「延岡市子育てエリア整備」南部地域子育て支援拠点施設基本計画 概要版の説明＞

新たに委員になられた方もおられますので、昨年度策定いたしました「南部地域子育て支援拠点施設」基本計画について、改めて説明いたします。

今年度、南部地域子育て支援拠点施設につきましては基本設計の策定を予定しておりますが、もとなる昨年度の基本計画の概要版をスクリーンの方に投影させていただいております。

延岡市においては、かねてより天候に左右されない屋内外の遊び場や、子育て世代が集い、学びや安らぎの場が欲しいという要望がありまして、令和５年度に基本構想、令和６年度に基本計画を策定してまいりました。

場所ですが、市営住宅の集約化事業の余剰地を利用いたしまして、市営住宅D団地の跡地に建てるものとしております。

さらに、機能につきましては、３つの機能を取り入れるものとしておりまして、特徴的なものとして、こどもの第３の居場所ということで、中高生の居場所確保にも取り組んでいきたいと思っております。

この施設は 0～18 歳の利用を想定しておりますので、年代ごとに部屋が要るだろうという想定のもと計画をしており、ゾーニングとして各空間が独自性を保ちながらも、互いに補完していくという特徴を持った施設になっております。

市営住宅D団地は、北街区と南街区から構成されており、北街区は従来の方々の住居スペースとなる予定であり、南街区につきましてはこの子育て支援施設と、子育て世帯の優先専用住宅を併設した形で整備ができればというふうに進めております。

基本計画の段階で、４案ありましたプランをアンケート等の結果から、１案に絞ったものが概要版４ページに載せているところでございます。

建物の床面積が 1,500 ㎡あります。さらに駐車場や運動場も配置し、運動場につきましてはイベント時の臨時駐車場としての使い方も想定しているところでございます。

この地域が、脱炭素先行地域に選定されているということもあり、ZEB 基準等も採用する計画を進めているところです。

現在、概算の概算ですが、総工事費として 9 億 8200 万円を想定しておりまして、ランニングコストとして年間 4700 万円を想定しております。今年度の基本設計の中でこの金額についてはもっと精度を高めていきたいと思っております。

さらにどんな人材が必要なのかといったところも、検討を進めていかないといけない部分と考えております。不登校の方の適切なサポートというような機能も取り入れていきたいと思っておりますので、教育委員会等をはじめ関係各課とも連携しながら、さらなる設計を進めていきたいと思っております。

スケジュールについては、今年度に基本設計、来年度に実施設計、その後工事を行い、令和 10 年度の末には開館を予定しているところではございます。

市営住宅D団地につきましては、第1種低層住宅専用地域ということもありまして、建築審査会にかけるための住民への説明等も必要になってきます。今年度の、ある程度設計が固まってきた段階で、住民説明会も行いたいというふうに考えております。

事務局（こども保育課 富岡）

この議題というのは、「子育てエリア整備」でございますので、この南部地域子育て支援拠点施設を核として、周辺の整備を今から考えていこうとしております。

例えば道路や公園です。整備の計画については、これからご説明申し上げます「都市再生整備計画」でございます。都市計画課の方からご説明を申し上げます。

事務局（都市計画課 持原）

<【資料】議案(1)-3「延岡市子育てエリア整備」都市再生整備計画の説明>

本市のこれからのまちづくりにおいて、一ヶ岡地区は、今後加速する人口減少や少子高齢社会を見据えて持続可能なまちづくりの基本計画として、本年 3 月に本市が策定公表しております、立地適正化計画がございます。

その計画におきまして、本市の南部地域の中核的な役割を担う地域生活拠点として一ヶ岡地区は位置付けており、地域の生活利便性を維持し、各種の生活サービスや地域の交流を支える機能の集積に加えて、こどもや子育て世代などが交流できる機能の強化を図るエリアとして位置付けています。

このまちづくりの方針に基づきまして、現在一ヶ岡地区におきまして、子育てをテーマに南部子育て支援拠点施設を核として、交流空間の創出や、誰もが利用しやすい拠点環境整備を進め、子育て環境の充実や拠点性の強化による魅力と活気溢れるまちのリニューアルを検討しております。

具体的には、子育て支援拠点施設の整備とともに、公園の整備、それらを結ぶ周辺の道路・歩道の整備、バス路線の整備などをあわせて行うことを検討しております。令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 ヶ年の整備計画として、都市再生整備計画の作成を行うこととしております。

衣笠議長

説明が 2 つございました。南部地域子育て支援拠点施設整備の基本計画、そして、都市再生整備計画についての説明ありましたけれども、合わせて何かご意見ございましたらお願いいたします。

<委員より意見なし>

それでは、「延岡市子育てエリア整備」については、説明の内容で引き続き進めていただきたいと思います。

衣笠議長

次の議事に進みます。

議案（２）「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」について、事務局の説明をお願いします。

事務局（こども保育課 山下）

＜【資料】議案（２）「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の説明＞

国において、すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、新たな通園給付として、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が創設されました。

この制度は、令和７年度から児童福祉法に基づく、地域子ども子育て支援事業として制度化され、本市においても、今年度中の実施に向けた準備を進めているところです。

なお、令和８年度以降法律に基づく新たな給付制度として全自治体で実施されます。

「対象児童のイメージ」としては、保育所等に通っていない生後６ヶ月から満３歳未満の未就園児を対象に、就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用できる新たな制度となっております。

「期待される効果」としては、こどもにとって次のような意義があると考えられます。

１つ目は家庭とは異なる経験や、地域に初めて出ていって、家族以外の人と関わる機会が得られます。

２つ目は年齢の近いこどもとの関わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど、成長発達に資する豊かな経験をもたらします。

このように、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもの育ちを応援することが主な目的でございます。

また、保護者にとっても、次のような意義があると考えられます。

１つ目は、地域の様々な子育て支援に繋がる契機となり、これにより、様々な情報や人との繋がりが広がり、保護者が子育てにおいて、社会的資源を活用しやすくなります。

２つ目は、保育士と関わることにより、孤立感、不安感等の解消に繋がるとともに、育児に関する負担感の軽減に繋がります。

このように、孤立感、不安感の解消や育児負担の軽減に繋がるだけでなく、こどもの成長を客観的にとらえられるなど、保護者自身が親として成長することができると考えております。

なお、本市においても、関係者間で情報交換を行いながら、連携を深めていくことで、要支援家庭等を、早期に把握したり、適切なサポートにつなげたりする新たな機会として、この制度を活用していきたいと考えております。

「条例の制定」として、市町村は、児童福祉法第３４条の１６第１項において、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を条例で定めなければならないとされました。本市においても、制度実施にあたっての基準を定める、延岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を６月議会で制定します。

「基準を定めるにあたっての基本的な考え方」としては、国の基準、内閣府の各規定において、下の表の条例で定める基準の事項の通り、必ず適合しなければならない「従うべき基準」と、参酌した結果、地域の実情として異なる内容を定めることが許容される「参酌すべき基準」が定められています。

現時点において、本市の実情をかんがみると、国の基準と異なる、或いは、上回る基準とすべき実情や特段の理由はないと判断されることから、条例で定めるべき職員配置基準や設備面積基準などは、国の基準に準拠して制定いたします。

「乳児等通園支援事業の内容」については、本市が実施する乳児等通園支援事業は、国の制度に基づいて、以下の通りとします。

利用対象者は、保育所等に通っていない0歳6ヶ月から満3歳未満の未就園児とします。対象者の認定は、利用者からの申請行為により認定を行います。

利用時間は、令和7年度においては月10時間を上限とし、10時間を超えた場合は、一時預かり事業で対応を可能とします。

利用料は、事業所が直接徴収していただきます。

利用予約方法は、国が基盤整備するシステムを活用いたします。

実施場所は、主に保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点等を想定しております。

実施方法は一般型、または余裕活用型で実施していただきます。なお、一般型とは、施設の利用定員とは別に定員を設定し実施する場合であり、余裕活用型は、保育所や認定こども園が定員に達していない場合に定員の範囲内で実施する場合となります。

補助単価は、こども1人1時間当たり0歳児が1300円。1歳児が1100円。2歳児が900円を実施施設へ補助いたします。

「事業所の認可」については、児童福祉法第34条の15第2項において、乳児等通園支援事業は、市町村の認可事業とされ、同条第3項各号に認可に関する審査基準等を規定し、審査基準に適合しているものから、認可に係る申請があった場合に、認可するものとなっております。

なお、認可手続きは、法の規定等により、以下の1から5に沿って行います。

「1、市町村と乳児等通園支援事業の認可申請を行おうとするものとの事前協議」

「2、乳児等通園支援事業の認可の申請」

「3、認可の申請に関する審査」

「4、市町村児童福祉審議会または児童福祉に関する利用者の意見聴取」

ここで、本市は「子ども・子育て会議」でご意見をいただきたいと考えております。

なお、認可に関する議決をいただくためだけに、皆様にお集まりいただくのは、大変申しわけありませんので、認可に関する議題しかない場合は、随時、書面による議決させていただきたいというふうに考えております。そして、議決後に、

「5、認可」

という流れとなっております。

最後になりますが、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、法律に基づく新たな給付制制度として、全自治体で実施することとなり、本市においては、早ければ今年度からの実施を予定しております。

実施にあたっては、利用するこどもの安心安全が確保されることを前提に、適切に事業を実施できると認められる事業所に対して認可を行います。

認可を行う際は、皆様方からのより専門的な見地からご意見をいただきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

衣笠議長

ありがとうございました。ただいまの説明を受けて、何かご質問はございませんか。

甲斐委員

事業になると思いますが、私たちは社会福祉法人です。基本的に、定款に事業名がないと事業ができません。なので、総合福祉課監査係に確認を取っていただき、それが福祉事業でしたら、定款の変更、登記までしないとできませんので、そこを省かれると今年度実施というのが難しい事業にはなってくると思います。総合福祉課監査係に聞いていただければと思います。

事務局（こども保育課 富岡）

社会福祉法人で実施をする場合に当たりましては、まず市の方に「申請をしたい」という意思表示をしていただく必要があろうと思っております。その段階の中で審査をし、今日お集まりの皆様方に承認をいただいて、初めて事業スタートができるという段取りがでございます。その途中で、定款等については、修正等が必要なタイミングで行っていきいただきたいと思います。

現時点で、すべての社会福祉法人で実施をするのかどうかというものについては、私もまだ調査をしておりませんので、実施したいという施設においては、そういった手続きが今後必要になってくるということで考えております。

西田委員

現状、市内で「一時預かり事業」をしていただいているところは慣れていらっしゃるもので、比較的スムーズにいけるかと思いますが、市として利用される方がどれくらいの見込みであるか、且つ、それが現在の市内の施設で受け入れ可能なのか、というところを何か見通し等があれば教えていただければと思います。

衣笠議長

私も実は全く同じことを思っておりました。対象としているのが、幼稚園・認定こども園・保育所といったところを見込んでおられると思いますが、ニーズに対して、必要な事業所が申請をされるものかどうか、見通しとしてはいかがでしょうか。

事務局（こども保育課 富岡）

まず、昨年度に「延岡市こども計画」を策定するに当たりまして、アンケートを実施しております。その中で、この乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を「利用

したいか」、「利用する可能性があるか」という問いを設けたところでございます。

6ヶ月から3歳までの保護者の4～5割が「制度があれば利用したい」というところを把握しております。

また、受け入れ側としての施設になりますが、先ほどご紹介いただきました「一時預かり事業」を、現在、市内7ヶ所で開催しております。私どもも「一時預かり事業」と今回の「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が制度上、非常に似ているところがございまして、その辺の整理が必要ですし、逆に言いますと「一時預かり事業」を実施している施設においては、委員がおっしゃる通り受け入れやすいのかなという認識をしております。

その辺をベースにしながら、受け入れ側の整備も進めて参りたいと思いますが、何せこの制度の「飛び込みでこどもを預けてくる」ということが、非常に私どもとしても心配しているところでございます。例えば、どういった持病があるこどもなのか、といったものもしっかりと把握をしながらお預かりをすることが安心安全に繋がるものと思っております。

その辺の実施可能な施設に対して、許可が必要になってくるものと思っているところでございます。

衣笠議長

他にないでしょうか。

<委員より意見なし>

それでは、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」については、説明の内容で実施していただきたいと思います。

次の議事に進みます。

議案（3）「放課後児童クラブ条例の制定」について、事務局の説明をお願いします。

事務局（こども保育課 高田）

<【資料】議案（3）「放課後児童クラブ条例の制定」の説明>

放課後児童クラブは放課後等に保護者が就労等で自宅にいない小学校就学児童の健全な育成を図るためのこどもの居場所になっております。本市では、近年の利用希望者の増加を受けて、令和4年度から随時必要な施設整備を進め、令和5年度からは小学校3年生までを確実に受け入れるための体制を整えました。現在、市内に22クラブ36単位での運営を実施しております。

これまで要綱に沿って事業の運営を行っているところではございますが、事業の継続性に法的拘束力を持たせる、また、利用者の権利の明確化を図るため、条例を制定し、指定管理者制度の導入を可能とします。本条例では、市で設置管理している放課後児童クラブを公の施設と位置付け、開設時間、利用料金、業務内容について定めることとな

ります。

開設時間については、授業のある日は下校時から、土曜日・長期休業期間中については午前 8 時から開所し、いずれも午後 6 時までを開設時間として設定しておりますが、利用者のニーズに応じ、終了時間が午後 7 時まで延長可能となり、開所時間についても変更可能です。

利用料金は、通年利用の場合、ひと月当たり 4,000 円を上限として、指定管理者制度を導入した際には、指定管理者が本条例に定める額を上限に利用料を定めます。

長期休業期間のみ利用される方についても、休業期間ごとの金額を設定しており、通年利用、長期休業期間のみの利用ともに、本条例にて設定する利用料につきましては、現在の要綱においても同じ金額となっております。

業務内容としましては、指定管理者制度を導入した際には、指定管理者が市の代行として、事業運営、入会許可、料金徴収、施設の維持管理の業務を実施できるようになります。

最後に、本条例の施行日は令和 8 年 4 月 1 日からであり、令和 8 年度からの施行となりますが、条例制定に当たり、この 6 月議会での議案上程を予定しております。

衣笠議長

ありがとうございました。ただいまの説明を受けて、何かご質問はございませんか。

<委員より意見なし>

それでは、「放課後児童クラブ条例の制定」については、説明の内容で実施していただきたいと思います。

衣笠議長

ここまでが議案となります。これまでの 3 件についてご質問、ご意見はありませんか。

佐々木委員

こちらからほとんどスクリーンの内容が見えません。非常に細かな内容ですので、全員に資料配布していただきたいと思います。

特に 2 番目の乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、まだ一般の人たちは、ほとんどわかっていない内容だと思いますので、特に、対象になる施設等に具体的に説明し、手続き方法、費用、利用者の内容等、しっかり説明していただかないと、ちょっと説明しただけではわからないと思います。ぜひ、そのあたりのご配慮をお願いしたいと思います。

事務局（こども保育課長 富岡）

今回、初めてのペーパーレス化で、事務局もジタバタしております。会議終了後にはなりますが、改めて資料を確認いただける方法を考えたいと思っております。

衣笠議長

それでは、ここからは報告事項に入ります。

「報告事項」の「(1)「第2子保育料負担軽減事業」」について、担当課から説明をお願いします。

事務局（こども保育課 濱口）

＜【資料】報告事項(1) 認可保育所・認定こども園・幼稚園入園に関するご案内（冊子）および「第2子保育料負担軽減事業」の説明＞

前段として、本市の利用者負担額、いわゆる保育料の仕組みについて、お手元の入園に関するご案内をもとにご説明させていただきます。冊子の2ページをご覧ください。

そもそも保育料とは、0～2歳児の保育にかかる経費で、保護者に負担していただいております。世帯によってその金額は異なり、主に父母の市民税所得割額、住民税に応じて決定されます。また、3～5歳児については、国基準により、無償化されております。

続いて、冊子の3ページの下にある表をご覧ください。

「ひとり親家庭や障がい者のいる世帯」以外の世帯でご説明しますと、この表の中央部分にあります、市民税所得割額に応じた階層区分から保育料を決定しております。

例えば、市民税所得割額が7万7200円から、9万7000円未満のD4階層では、国基準で3万円、本市では2万5000円と負担額を減らしております。

なお、4～8月までは前年度分をもとに、9～3月までは現年度の市民税所得割額をもとに算定することになっています。そのため、毎年9月が保育料算定の切り換え時期となり、保育料が変更になる場合があります。

次に、本市での利用者負担軽減に関する取り組みをご説明させていただきます。冊子とあわせて、画面の方をご覧ください。本市では、令和5年度より子育て世帯の負担軽減について大きく2つの取り組みを行ってきました。

1つ目は、すべての世帯で利用者負担額を軽減していることです。

本市では、もともと国基準より、利用者負担額を低く設定しており、すべての世帯で利用者負担額を軽減し、こどもの預けやすい環境づくりに取り組んでおります。

例えば、市民税所得割額が9万7000円から16万9000円のD5階層では、令和4年度までは国の基準で4万4500円だった保育料を、令和5年度からは月額3万円で軽減しております。これは国基準と比較して、年間17万4000円分、令和4年度までの市の基準と比較して、年間12万円分安くしていることとなります。

2つ目は、保育料割引（多子軽減）のきょうだいカウント年齢を小学校就学前から中学校就学前までに延長していることです。

冊子の3ページでは、下の表の右から2列目。「保育料、副食費多子軽減年齢区分」に記載しております。国基準では、小学校就学前から数えて、2子目を半額、3子目を無料として、保育料割引多子軽減のきょうだいカウント年齢が定められています。

本市では、令和5年4月より、こどもの育てやすい環境づくりとして、保育料割引多子軽減のきょうだいカウント年齢を小学校就学前から中学校就学前まで延長しました。

例えば、令和4年度までの利用料とカウント年齢としては、こどもが3人いる世帯

で、1人目が6歳の小学生、2人目が2歳児、3人目が1歳児だった場合、1人目はカウント年齢の対象外となり、2人目が1子目というふうに数えて利用料が4万円、3人目が2子目と数えて利用料が2万円となっていました。

しかし、令和5年度からは、カウント年齢を中学校就学前まで延長したことで、1人目が6歳の小学生、2人目2歳児を2子目として数えて1万5000円、3人目1歳の子を3子目と数えて0円とカウントするようになり、今回の例で言うと、令和4年度までは年間72万円の負担額でしたが、令和5年度からは年間18万円となり、54万円の負担削減となりました。以上が、本市の令和5年度の負担軽減の取り組みとなります。

このような中、今回、県事業を活用して、さらに保育料を軽減するため、「第2子の保育料負担軽減」を今年9月より行います。

まず、第2子の保育料負担軽減の目的についてです。「子育てするなら延岡で」をテーマに、子育て世帯の負担を軽減し、こどもの育てやすい、預けやすい環境づくりをさらに進めて参ります。

次に、第2子の保育料負担軽減の概要についてです。現行の第2子の保育料は、第1子の保育料の2分の1額となっていますが、令和7年9月以降、変更後の第2子の保育料は、第1子の保育料の4分の1額となります。

具体的には、本市の負担軽減に関する取り組みを見ていただきますと、現在2人目が、保育料が半額で1万5000円となっていますが、ここから第2子保育料負担軽減が始まると、さらに半額の7500円に変わります。

今回の県事業は、国基準での第2子の保育料軽減となっていることから、これまで市独自で負担していた小学生が第1子となる家庭は対象外となりますが、本市がさらに負担をすることで、これまで通り中学校就学前の児童から、第2子目の児童に関しても、負担軽減を行って参りたいと考えております。

そのため、条例改正や予算獲得のため6月議会に上程しております。

衣笠議長

それでは、皆様から、何かご質問はございませんか。

西田委員

国のカウントは、正直第3子はほとんど恩恵に預かれないことが多かったのですが、延岡市の施策は非常に素晴らしいと思います。

佐藤委員

ちなみに事業額はどれぐらいの予定ですか。

事務局（こども保育課 富岡）

令和5年度から実施している事業であります。

国基準よりも下げた保育料を適用している部分と、多子軽減は先ほどから申し上げている第2子のカウントの仕方を変えたということによって、年間約1億4000万程度

を市の単独事業として取り組んでおります。

今回、県の事業で2分の1をいただき、それにあわせて市の方も組み入れますので、利用者の方々については、4分の1の負担となります。

もともと市の取り組みとしていた関係で先取りをしていた部分があり、先ほど申し上げた1億4000万の中にも若干の負担分がございますので、新たに年間450万程度を単独事業として組み込むこととなります。

この事業は、国の基準、県の基準と混ぜこぜになっており、考え方が非常に難しく、複雑になっております。今回、皆様にご理解いただきたいのは、今まで市としてもいろんな取り組みをしてきたということです。

今回、県の事業を活用し、保護者の方の利用負担を軽減していきたいということでございます。なおかつ、先ほど申し上げた、国と市の基準によって対象者が若干違って参りますが、本来国の基準でいくと対象にならなかった方々についても、市としては負担をして、今まで通り軽減措置を継続していきたいという内容をお持ち帰りいただければと思っております。

衣笠議長

すでに延岡市に住んでいる子育て世代にとっては非常にありがたいと思われませんが、これだけの取り組み、例えば市外から子育て世代を呼び込む効果といったのもあると思います。そういった意味で、いろんな場面で、市内だけではなくて、市外にも広報する、アピールするようなものは何かあるのかどうか、いかがでしょうか。

事務局（こども保育課 富岡）

先ほどスクリーンでお見せしましたものは、実はチラシとして、またはホームページの方でも掲載をしてきているところでございます。

外にPRをしていくことによって、移住・定住にもつなげていくという大事な施策と思っておりますので、今後さらに、今回6月議会でご承認いただきましたならば、積極的に取り組んで参りたいと考えております。

衣笠議長

ありがとうございます。他は何かございませんか。

それでは、次に、**（2）「地域こどもの生活支援強化事業」**について、担当課から説明をお願いします。

事務局（おやこ保健福祉課 松田）

＜【資料】報告事項（2）「地域こどもの生活支援強化事業」の説明＞

今回6月議会に補正予算を計上しております。

内容は、子ども食堂やこどもの居場所を提供している団体に、市が国の補助金を活用しながら、助成することによって、こどもの安心安全で、しかも気軽に立ち寄れる居場所を作っていこうというものです。

あわせて、支援が必要な子どもを早期に発見し、適切に支援につなげる仕組みをつくることによって、子ども食堂に来ているお子さんで気になる子を見つけられたときには、必ず市の方に連絡をしていただき、市の方から子ども食堂に様子を見に行くなどし、困っているお子さんを早めに見つけ、対応していこうという取り組みになります。

今年度、補助先は10団体を予定しており、対象経費として、食材や弁当の購入費用、会場使用料、学用品や日用品の購入費用を想定しています。

子ども食堂で勉強したいというお子さんが、ノートや鉛筆がなければそちらを買ってあげてもいいですし、日用品の中には生理用品なんかも含まれており、そういったお困りのお子さんがあれば、そちらも買っていいというふうになっております。

こちらを今回補正予算で計上しており、議決後には、早速公募をさせていただいて、始めていきたいと考えております。

支援が必要な子どもを見つけて、いろんな支援をしていこうというイメージにしております。要保護児童対策地域協議会とも連携をするようにしておりますので、虐待を受けている子どもについても対応していくという流れになります。

衣笠議長

それでは、皆様から、何かご質問はございませんか。

子ども食堂については、逆にこれまでは、子ども食堂を通して何か虐待の報告があったとか、これまでは全くなかったということで考えていいですか。

これからは、またそういうルートができるということで理解していいですか。

事務局（おやこ保健福祉課 松田）

その通りでございます。

衣笠議長

ほかに何かございませんか。それでは今の件については以上としたいと思います。

次の(3)「こどもデータ連携実証事業」について担当課から説明をお願いいたします。

事務局（おやこ保健福祉課 松田）

<【資料】報告事項(3)「こどもデータ連携実証事業」の説明>

令和5年度から引き続き、こども家庭庁募集の事業に応募し取り組んでおります。

こどもの貧困を初めとした、虐待、不登校、ヤングケアラー、発達障がい等のリスクについて、行政が検知していない潜在的リスクを持った子どもを早期に発見するために、行政と学校が保有するデータを連携・分析しまして、プッシュ型で支援をしていこうという取り組みでございます。

困難の類型としまして、貧困、虐待、不登校、ヤングケアラー、産後うつ、発達障がいの6つの類型について、データの分析を行っております。

対象児童につきましては、0～15歳まで。15歳までというのが、市の教育委員会で、

データを持っているのが中学校までということですので15歳までとしております。

システムによる分析ということで、市が持っているデータを全部システムに突っ込んだ形で分析をかけまして、困難リスクをA・B・Cと判定しております。

判定結果を元に「学校を通した絞り込み」ということで、今年度は小・中学校5校にご協力いただきまして、このデータを先生に見ていただき、あわせてヒアリングを行い、リスクの情報を把握し、やはり支援が必要かもしれないというところで選ばれた児童に対して、家庭訪問などをしております。

あわせて、「検診を通した絞り込み」ということで、市で実施しております1歳半健診や3歳健診で、直接来られた親御さんに何かお困り事はないですかということ、丁寧なヒアリングを行いまして、支援につなげるようにしております。

アプローチ支援ということで、こども家庭サポートセンターと、おやこ保健福祉課の担当の方で、家庭にアプローチし、支援の方策への接続を行っております。

最終的には結果をもう一度分析し、この分析計画が信頼できるものかというものの評価を行っております。

こちらが使用したデータの一覧でございます。まずは市長部局の持っているものとして、住基情報や生活保護に関する情報、保育関係や予防接種のデータ、検診、妊婦に関する情報、児童手当、児童扶養手当、そういったものの情報を使っております。あと、市長部局外局ということで、教育委員会や水道局のデータも活用して分析を行っております。

結果としまして、今年度、家庭の訪問などをさせていただくなかで、主な例として、ケース1・2・3です。「ケース1」だけ簡単に説明させていただきますが、生活保護を受給されているひとり親で小学生3人の世帯です。これまでは、虐待のリスクを関知していなかったのですが、今回、システムで分析した結果、虐待や家庭に不安があるんじゃないかということで、学校へのヒアリングも行いました。

その結果、自宅を訪問させていただき、「困り事がないですか。」という形で聞きますと、親御さんから「ちょっとイライラしたときに、こどもを叩いてしまいそうになる。」と、子育てに対する不安というものの相談を受けました。こちらとしても、保健師の訪問や、今後、こども家庭サポートセンターでの相談ということをご案内させていただき、継続して支援を行うこととしております。

システムにつきましては、まだまだ開発段階というところで、まだ本格導入できるようなものではないと思っておりますが、令和6年度に取り組みさせていただきまして、今年度7年度もこども家庭庁の事業に応募させていただいております。

衣笠議長

ただいまの報告を受けて、何かご意見、ご質問はありませんか。

佐藤委員

やはりこどもを守っていくということは、すごく大切なことなので、ようやくプッシュ型のこういった取り組みがスタートしているということかと思います。

どうしてもその家庭に入っていくづらいとかがあると思いますが、こどもを守ることが最大の要件ですので、しっかり踏み込んでいくのが大人、行政も含めて皆さんの役割なんじゃないかと思います。

延岡市も前に進んで、そういったところにも踏み入れて、しっかりやっていただければありがたいなと思います。

事務局（おやこ保健福祉課 松田）

お子さんをプッシュ型で見つけていくというのが、実はこどもの貧困計画の中でも課題として挙げており、貧困計画を策定した次年度から、この「こどもデータ連携実証事業」を国が公募しておりますので、ちょうどいいところで、応募させていただいております。

実際システムを使った判定というものにつきましては、まだまだ正確性の問題や、あまりこれが先行してしまうとシステムデータによる決めつけというようなことに繋がる恐れがあるということで、我々も慎重に、かつ、参考にしながら、お子さんを見つけていけるように取り組んでいきたいと思っております。

衣笠議長

予算をこのシステム構築にかけたい、ということで理解していいですか。

事務局（おやこ保健福祉課）

実は市の方では、予算としては手出しが一切ございません。全額国に負担していただいております。国としては、こういったシステムデータを使った分析をしていくことで、虐待にならないように早期に対応していこうという取り組みです。そのためのマニュアル作成を、国が実証事業としてやっております。

佐藤委員

今のところ大きな問題は延岡市で起きてないと思いますが、どこで起きてても不思議ではないと思うので、先んじて立ち入って、しっかりサポートしていくのが大切ななと思います。

衣笠議長

私も校長時代、虐待事案を経験してきましたけれども、今おっしゃったように、プッシュ型で、より積極的にそういったご家庭を踏み出していくというのは大変意義深いことだと思います。

姫田委員

抽出するというお話がありましたけれども、例えば、要対協とかヤングケアラーのサポートセンターがありますが、そういうところとの連携はどのようになっているのでしょうか。

事務局（おやこ保健福祉課 松田）

システム構築にあたっては、おやこ保健福祉課で主としてやっておりますが、実際検知されたお子さんたちの支援にあたっては、こども家庭サポートセンターと連携して行っております。その中でヤングケアラーも含めて取り組んでおります。

衣笠議長

他ございませんか。それでは今の件については以上としたいと思います。

次は(4)「延岡市子ども虐待対応マニュアル」について、担当課から説明をお願いします。

事務局（こども家庭サポートセンター 野々垣）

＜【資料】報告事項(4)「延岡市子ども虐待対応マニュアル」(冊子)の説明＞

配布させていただきました、延岡市子ども虐待対応マニュアルについて説明させていただきます。

全国的にも虐待案件が増加する中で、本市におきましても、児童虐待の未然防止、早期発見、児童や保護者への迅速かつ適切な支援を行う関係機関との統一的、効果的な対応を図ることを目的に、本マニュアルを作成いたしました。

このマニュアルの作成にあたりましては、こども家庭庁が作成している子ども虐待対応の手引き、宮崎県が作成しております児童虐待防止体制の充実に向けた市町村と児童相談所管の役割分担ガイドラインのほか、文部科学省、厚生労働省、こども家庭庁からの通知を参考に、素案を作成いたしました。同時に、マニュアル作成検討委員会を立ち上げ、弁護士、保育協議会、児童相談所、市の教育委員会、健康福祉部から成る委員の皆様からご助言をいただき、また、要保護児童対策地域協議会代表者会議でもご助言をいただき、そのご助言をもとに修正を行い、作成いたしました。

要保護児童対策地域協議会の関係団体を初め、児童虐待支援に関わる関係機関に配布をさせていただきいただくことになりました。特にこのマニュアルの14ページに虐待を疑われるこどもがいた場合の対応についての流れを載せておりますので、日頃から、こどもやその家庭に関わることの多い今日ご出席の皆様にもご覧いただき、こどもの虐待の防止、発見支援についてのご理解とご協力をいただきたいと思います。

衣笠議長

今の件について何かご意見ご質問はございませんでしょうか。

これはマニュアルと言うからにはいろんなところに配布してご活用くださいということになると思うのですが、配布先としてはこういったところを想定していますか。

事務局（こども家庭サポートセンター 野々垣）

配布先としては、要保護児童対策地域協議会の中の代表者会議でお配りさせていただき、ケース対応実務者会議、それから庁内の連携会議、それから個別の対応をし

ていただく団体の方にも配布をさせていただいております。

あとは必要な支援団体の方がいらっしゃれば、またご要望いただければ配付させていただきたいと考えております。

安藤委員

私の経験上、過去に児童相談所に連絡したことがありますが、どのように救済支援をしたかという結果はお伝えできませんと言われたことがありました。関係者が関わっていくのだと思いますが、やはりそういうものは、個人情報もあるということで、通告者には何も連絡が来ないということでよろしいのでしょうか。

事務局（こども家庭サポートセンター 野々垣）

おっしゃっていただいた通りです。通報していただいた方には、調査の結果についてはお伝えできませんということは申し上げさせていただいております。

佐々木委員

非常に大事なことだと思いますし、特に発達が一番大事な段階の0歳から就学前で、早期発見、そして関係先の早期連携を徹底してやって欲しいと思います。

特に、議長さんも学校に関わっておられると思いますけども、水曜日あたりが先生たちの研究時間があると思います。その中で、早期発見という形で、虐待防止或いは不登校やネグレクトそういったことについて、ぜひ徹底的にやっていただきたいなと思います。

私の経験からしますと、延岡市は、宮崎市や都城市に比べると、虐待の割合としては多いです。1つは、人間の入れ替わりが激しいということが背景にあるのではと思います。農村では、意外と家族とか親族関係で、見守りができるのだけれども、孤立化が進んでいく県北地区では、こういったことが起こりやすい。

ぜひ、この冊子を活かして徹底的にやっていただきたいと思います。

先ほど質問が出たようにですけども、関係機関への結果については、内容次第では報告をできる部分もあるのではと思いますし、せっかく通報しても何の連絡もないということじゃ、通報しない人たちが多くなると思います。そういったことについては、ご配慮いただきたいと思います。

事務局（こども家庭サポートセンター 野々垣）

関係機関の統一的、それから効果的な対応するために、このマニュアルを作成しましたので、これを活用しながら行っていきたくております。

それからマニュアルの14ページにもありますけれども、虐待かもしれないというふうに思われたときは、それがもし間違っているかもしれないと思われましても、ご通報いただければと思います。3桁の「189」というダイヤルでも、すぐに通報できるようになっておりますので、よろしく願いいたします。

それからいただいた情報でどのような対応をしたかということにつきましては、大

変申しわけありませんけれども、ご回答の方はできないことになっております。申し訳ありません。

衣笠議長

虐待の通報については、私は学校の内部しか知りませんが、以前に比べて通告の責任というか、義務というものは、学校現場には浸透してきていると思います。これがさらに有意義に働くように、マニュアルを活用していけたらいいと思います。

他はこの件に関してございますか。それでは次の件に移ります。

(5)「医療費助成オンライン資格確認化システム」について、担当課から説明をお願いします。

事務局（おやこ保健福祉課 松田）

＜【資料】報告事項（5）「医療費助成オンライン資格確認化システム」の説明＞

今回の6月議会に補正予算で計上しております。

マイナンバーカードが保険証と一体化しており、医療機関の窓口でマイナンバーカードを提示すると健康保険の情報が見られますが、このとき、表示されている6つの医療制度の資格証の情報についても一緒に提示されるようにシステムを改修していこうという事業でございます。

一番対象者が多いと思われる子ども医療費の助成制度ですが、今は医療機関に行ったときに、保険証と受給資格証の両方の紙を提示していただきますが、システムを改修して運用が開始されますと、マイナンバーカードを1枚持っていくだけで良くなるということになります。

実際に市のシステムを改修し、国が構築するデータ連携基盤に市の医療の資格情報をアップします。医療機関は、マイナンバーカードの読み取り機を通じて、そのデータ基盤にアクセスし、資格の情報を見てもらうという形になります。

医療機関側でも、今まで紙でもらった情報を手入力していたところが、自動で反映されるようになるということがあり、市民側は、マイナンバーカード1枚で、将来的にはもしかしたらスマホがあればということで、身軽に受診ができるというふうになっていきます。

こちらにつきましては、国が令和8年度から全国的な運用を目指しておりますので、延岡市としましてはその先行準備という形で、今年度、システムの改修を行いたいと思っております。

衣笠議長

ただいまの報告を受けて何かご意見ご質問ありましたらお願いします。

佐藤委員

非常に便利になる良いシステムと思っております。

ただ、新しいデジタルトランスフォーメーションに関する医療機関の負担というの
がかなりあり、事務的な負担もちろんです。あとは金銭的な負担も大きいです。

これまで、マイナンバーカードでの受付、電子カルテの変更、電子処方箋と、国が謳
ってしばらくしたら義務化されています。そういったものにかなりのお金がかかって
いるので、是非とも市の負担、持ち出し分に関してはお願いをしたいと思っております。

医療機関というと皆さん、儲けているじゃないかというふうに思われるかもしれま
せんが、今、全国の7割の病院が赤字です。突然やめなきゃいけない病院がたくさん出
ています。診療所に関しても半分以上が赤字という状況で、維持していくのが難しい状
況にあります。ここ1年、延岡市内だけでも4つの医療機関が辞めていますし、3つが
M&Aされています。

今後もしそういう中で考えられてきますので、ぜひ市の応援・支援をお願いしたいと思
います。

事務局（おやこ保健福祉課 松田）

佐藤会長へ以前説明にお伺いしたときにもお話いただいております。市としても
医療機関の負担軽減はあるべきというところで、国の施策でもありますので、もう少し
医療機関の負担軽減が図れませんかという要望は出していただけらなと思っております。

安藤委員

対象となる医療制度のところで、「重度心身障がい者医療費助成制度」ですが、これ
は「児」ではなくて「者」の制度ですか。

事務局（おやこ保健福祉課 松田）

重度心身障がい児も含まれており、制度名として「者」という表現になっております。

衣笠議長

他はございますか。では次に参ります。

最後ですけども、**〔6〕「自治体フロントヤード改革モデルプロジェクト」**について、
担当課から説明をお願いします。

事務局（情報政策課 日高）

＜【資料】報告事項（6）「自治体フロントヤード改革モデルプロジェクト」の説明＞

現在、本市におきまして、国のフロントヤード改革モデルプロジェクトの採択を受け、
子育て世代の利便性の向上や業務の効率化、事務処理ミスの防止等を図るために取り
組んでおりますので紹介させていただきます。

まず、フロントヤードとは、市民の皆様と行政との接点を意味しており、今回の取り
組みでは、オンライン申請のツール、窓口におけるタブレットを利用した申請支援など
のツール、こちらを多様化した上で、マイナンバーカードを活用した基本4情報の入力
支援などを行い、申請者の負担軽減を図ります。

次に、事務処理を意味するバックヤード、こちらでは、申請された情報をデータで一元管理しまして、新たに構築します電子審査システム、ここで申請内容の審査をほぼ自動で行います。

また、申請者への結果通知も電子化することで、申請から事務処理を経て通知までの一連の手続きをオンラインで一気通貫して行える仕組みを構築いたします。これにより、紙の通知書の封入封緘作業や、郵便料が不要になりますほか、審査やシステム入力にかかる業務の効率化が図られまして、市民の皆様の利便性の向上、それから職員の負担軽減や、事務処理ミスの防止に繋がるといったものでございます。

さらに結果通知を送付する際に、オンラインアンケートへの協力依頼を行いまして、回答していただいた方に地域通貨「のべおか COIN」を付与し、オンライン申請の制度の利用や、アンケートの効率的な収集を図って、市民の声を反映し、継続的に改革を展開していくといったことも予定しております。

本年度の取り組みにつきましては資料の対象手続きに掲載しております。出産、子育てに関する8つの手続きを対象として取り組む予定にしております。

次にシステム導入後の保育所等の入所に係る手続きの流れを説明させていただきます。保育所等には私立の幼稚園も含むというご理解でお願いいたします。

現行の手続きは、保護者の方から紙の申請書を記載していただき、保育所等に提出していただき、これを取りまとめていただいて市の方へ提出をお願いしております。提出された申請書を、担当者が目検で審査をして、システムに手入力しております。システムの方から紙の通知書を印刷し、この通知書を、封入封緘作業を行った上で保育所等を通じて保護者にお渡ししているという状況だと伺っております。

現行の流れでは、審査やシステムへの入力、通知書の封緘作業などの負担がありますし、事務処理ミスのリスクもあります。また、紙の通知書は破れたり、なくしたりといったこともございます。

システム導入後の流れは、保護者が希望する保育所等で説明を受けた後に、スマートフォンの「のべおかポータルアプリ」からマイナンバーカードで本人確認を行っていただいた上で、オンライン申請を行います。このデータが保育所と市の方に届き、申請内容を市の担当者が電子審査システムで審査を行いまして、システムに自動で取り込みます。

システムの方で通知書のデータを作成し、保育所と申請された保護者のアプリ宛に送信することで一連の手続きが完了します。

オンライン申請の際には、氏名や住所などの基本4情報を自動入力するほか、ガイドンスによる入力支援も行い、申請者の方の負担を軽減します。

また、申請内容はデータとして取り込みますので、審査やシステムの取り組みの際の業務が効率化され、事務処理ミスの防止も図られます。

通知書もスマートフォンに届きますので、いつでも内容を確認できるなど、利便性の向上が図られると考えております。

現在このような想定でシステムの構築の準備を行っており、詳細が決まりましたら、改めて関係者の皆様には説明会を開催させていただきたいと思っております。

衣笠議長

ただいまの報告を受けて、ご意見ご質問ありましたらお願いします。

<委員より意見なし>

それでは、予定された議事報告は以上でございます。

最後に全体を通して、何かご意見ご質問ありましたらお受けしたいと思いますが、何かございますか。

西田委員

今回、ペーパーレス化されたということで、デジタルデータとかを事前にいただくことは可能でしょうか。

紙ベースだと多分かなり膨大な量になってしまう。ちょっとしたデータも結構大きいので、可能な範囲、今回でいうと議案のところとか最低限の範囲でもいいので、デジタルデータをいただいて事前に内容に触れることができれば良いと思っております。

事務局（こども保育課 中村）

委員のご意見も踏まえまして、事務局の方でもいろいろと検討をさせていただきたいと思いますが、やはり、事前に資料をお送りするという部分も必要かとは思っていますので、その辺りも含めて、お時間をいただいて検討させていただければと思っております。

佐藤委員

ペーパーレスですが、1つはスクリーンが小さく見にくいということと、私、帰って医師会それから医師会の理事会で報告するのですが、データがないとなかなか報告できないというのが反対理由です。

対策といいますか紹介ですが、県の医師会はペーパーレスです。大きなモニターと、個人にコンピュータがついていて、1つの大きな画面で見ながらも、手元に資料があり、同時に見ていけるという方法をやっています。ただ、お金もかかりますし、こちらも慣れるまで大変なので、それが一般にできるかっていうのは疑問があります。

気持ちはよくわかりますけど、そういう状況がある程度熟成するまでは、ペーパーレスはなかなか難しいのではと思っています。

事務局（こども保育課 中村）

何が最適か私たちもまだ答えを持っておりませんが、できる限り皆さんのご負担のないような形で、何が最善かを考えていきたいと思っております。

衣笠議長

お金がかからない形で1歩は踏み出せるのかなと思います。メールじゃなくても、い

ろんな共有システムもありますので、その辺を使っていただくといいかなと思います。

衣笠議長

それでは本日予定していた議題についてはすべて終了いたしましたので、ここで議長の方は降壇させていただきます。

スムーズな議事進行にご協力いただきありがとうございました。

事務局（こども保育課 松本）

衣笠会長、ありがとうございました。

ペーパーレス、会議の実施方法につきましては次回以降、検討させていただきたいと思います。

それでは以上をもちまして、本日の会議のすべてを終了いたします。

なお、次回は通常通り2月ごろの開催を予定しておりますが、議題(2)「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の説明であります通り、随時、実施団体の承認について、文書での意見聴取をさせていただく可能性がございますので、ご了承ください。

本日は誠にありがとうございました。

令和7年9月12日

議事録署名人

甲斐英哉

議事録署名人

三宅貴之